

都市再生整備計画事業 浦片地区の事後評価原案の公表

⑩1004491

平成24～28年度に行っている整備について、事後評価を実施しています。ご意見のある方は、公表期間中に意見を提出することができます。

公表期間：11月8日（火）～

21日（月） 午前8時30分～

午後5時（土・日を除く）

公表場所：街づくり推進課北

庁舎2階）／市HPでも閲覧

可

▼街づくり推進課

☎233535 FAX2233811

税

◎税を考える週間

11月11日（金）～17日（木）

家屋を取り壊したときは
届出をしてください！

⑩10002766

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課

税されます。

家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届出をしてください。届出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届出不要

▼税務課

☎233510 FAX230180

パート収入と税

⑩1000813

▶パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割（5500円）が課税されます。

また、年収が100万円を超える方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えるると、所得税も課税されます。

▶配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある方の配偶者がパートで働く場合、パートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除（所得

税38万円、住民税33万円）が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。

ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。また、合計所得が1000万円を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎233509 FAX230180

平成28年分青色決算等説明会

日時：12月2日（金）午前

10時～正午／午後1時30分

～3時30分 場所：アイプラ

ザ豊橋（豊橋市草間町字東

山143-6）内容：記載

方法の説明 その他：青色申

告決算書、収支内訳書などの

用紙は国税庁HP（<http://www.nta.go.jp/>）からダウンロードできます。／青色申

告決算書用紙は確定申告書の用紙に同封されます。（前



年e-Taxで申告された方は、青色申告決算書用紙、確定申告書用紙は郵送されません。／申告書の提出はe-Taxをご利用ください。

▶税務署へのご相談

※税金の納付相談は予約不要
▼豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）
☎(0532)526201

個人事業税第二期分の納期限は11月30日です

個人事業税の第二期分の納付書を11月中旬にお送りしますので、最寄の金融機関、コンビニエンスストア（納付書の納付金額が30万円以下のもの）または県税事務所へ納付してください。

また、Pay-easyに対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。

（ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。）

※口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。

▼東三河県税事務所課税第一課
☎(0532)356127
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/